

有機農業をめぐる情勢

令和3年（2021年）7月

北海道農政部食の安全推進局食品政策課

目 次

I	有機農業について	
1	有機農業とは	1
2	有機農業が環境にもたらす効果に関する最近の研究・調査事例	2
3	有機農業とSDGsの関係	3
4	有機農業と有機農産物	4
5	有機JASの概要	5
6	全国における北海道の位置づけ（有機JAS）	6
7	北海道における有機JAS認証と非有機JAS有機戸数・面積	7
8	（参考）有機JASと各種農産物表示の概要	8
II	北海道有機農業推進計画（第3期）の取組状況について	
1	北海道有機農業推進計画（第3期）	9
2	北海道有機農業の現状①【面積・経営体】	10
3	北海道有機農業の現状②【1戸あたり面積・専業率】	11
4	北海道有機農業の現状③【品目別】	12
5	北海道有機農業の現状④【有機農業に取り組む生産者状況】	13
6	北海道有機農業の現状⑤【品目別生産者年齢構成】	14
7	有機農業技術の開発と普及①	15
8	有機農業技術の開発と普及②	16
9	有機農業への参入・定着の促進①【有機導入の手引き】	17
10	有機農業への参入・定着の促進②【ネットワーク】	18
11	有機農業を核とした新たな展開	19
12	販路の確保	20
13	理解の醸成	21
14	学校給食における有機食品の利用状況について	22
15	消費者アンケート調査（1）	23
16	消費者アンケート調査（2）	24
17	第3期計画の目標指標と実績	25
18	次期計画の策定に向けて	26
	<参考資料>	
1	環境保全型農業支払制度の概要	27
2	環境保全型農業支払制度の取組状況	28
3	新たな有機農業の推進に関する基本的な方針	29
4	みどりの食料システム戦略の概要	30

1-1 有機農業とは

- 有機農業を推進するため平成18年12月、超党派による議員立法で「有機農業の推進に関する法律(有機農業推進法)」が成立。
- 有機農業推進法では、「有機農業」を“化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業”と定義。
- 道では、農業生産活動と環境の調和を重視し、恵まれた自然環境と技術を結びつけ、安全・安心でおいしい農産物を求める消費者のニーズに応えられるよう、本道農業の持続的な発展を図っていく上で重要な農業形態の一つとして有機農業を位置づけ、積極的に推進。

■ 有機農業の推進に関する法律(有機農業推進法)

第一条 目的

この法律は、有機農業の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、有機農業の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、**有機農業の推進に関する施策を総合的に講じ、もって有機農業の発展を図ることを目的とする。**

第二条 定義

この法律において、「有機農業」とは、**化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないこと並びに遺伝子組換え技術を利用しないことを基本として、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した農業生産の方法を用いて行われる農業をいう。**

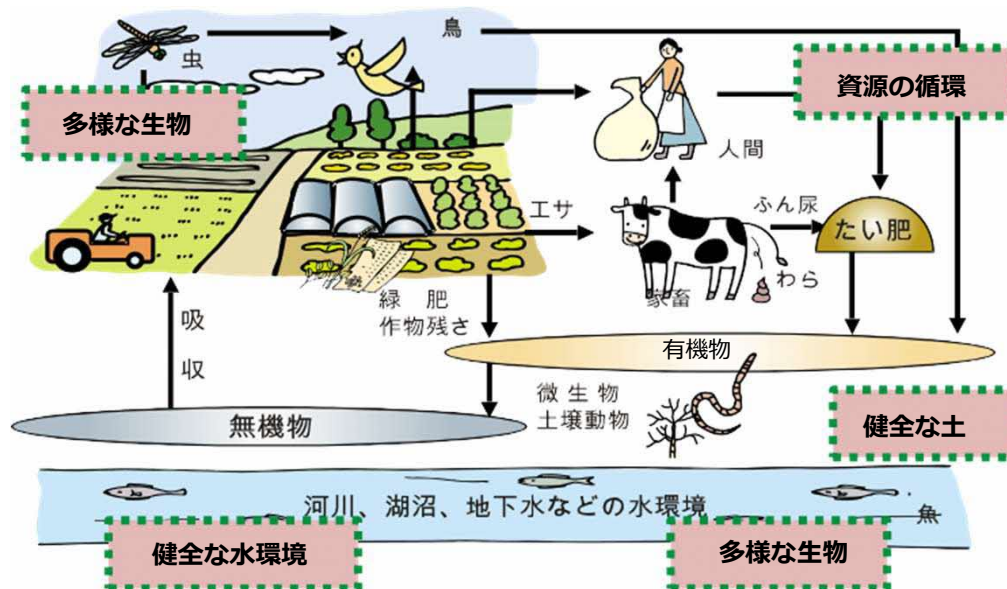
第三条 理念

有機農業の推進は、**農業の持続的な発展及び環境の調和のとれた農業生産の確保が重要であり、有機農業が農業の自然循環機能(農業生産活動が自然界における生物を介在する物質の循環に依存し、かつ、これを促進する機能をいう。)を大きく増進し、かつ、農業生産に由来する環境への負荷を低減するものであることをかんがみ、農業者が容易にこれに従事することができるようにすることを旨として、行わなければならない。**

第四条 国及び地方公共団体の責務(概要)

国及び地方公共団体は、基本理念にのっとり有機農業の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
(以下略)

■ 有機農業による環境と調和の取れた農業生産



○ 有機農業が、生物多様性の保全や地球温暖化防止等に寄与するとの研究・調査結果が公表。

水田における栽培方法と生物群の多様性との関係



生物群 ¹	栽培方法間の比較
レッドリスト植物	慣行 < 農薬節減 < 有機
アシナガグモ属	慣行 < 農薬節減 < 有機
アカネ属	慣行 < 有機
トノサマガエル属	慣行・農薬節減 < 有機
水鳥	有機栽培の水田が多い地域ほど多い

令和元年8月28日(国)農研機構プレスリリース
「(研究成果)有機・農薬節減栽培と生物多様性の関係を解明」より

有機農業の地球温暖化防止効果の調査結果



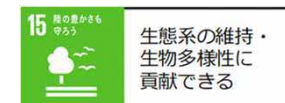
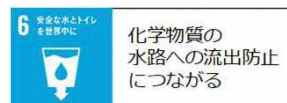
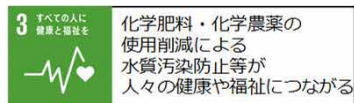
地球温暖化防止効果の調査結果

取組の名称	単位当たり温室効果ガス削減量※ (tCO ₂ /ha/年)	実施面積 (ha)	温室効果ガス削減量 (tCO ₂ /年)
有機農業	0.93	13,471	12,528

※有機農業に取り組んだ場合と、一般的な管理(化学肥料の使用)を行った場合とで、温室効果ガス排出量を比較(引き算)した数値。

環境保全型農業直接支払制度に関する第三者委員会(第11回、令和元年8月22日)資料より農業環境対策課取りまとめ

海外での有機農業の効果に関する研究事例



ハインリヒ・フォン・チューネン研究所(ドイツ連邦政府のシンクタンク)の報告

2019年、528の既往の調査文献における2,816件の有機農業と慣行農業の比較調査結果を整理し、有機農業では、**水質保全、土壌肥沃度、生物多様性、地球温暖化防止(土壌炭素貯留)、土壌浸食防止、資源(窒素等)の利用効率、動物福祉の面で優位な差がある(有機農業の方が優良)**旨整理。

(https://literatur.thuenen.de/digbib_extern/dn060722.pdfをもとに農業環境対策課が整理)

(参考)

IFOAM(国際有機農業運動連盟)による有機農業とSDGsの関係

2 目標をゼロに
持続可能な農業システムは持続可能な食料生産を促進する

3 すべての人に健康と福祉を
化学肥料・化学農薬の使用削減による水質汚染防止等が人々の健康や福祉につながる

6 安全な水とトイレを世界中に
化学物質の水路への流出防止につながる

12 つくる責任 つかう責任
有機食品の購入が持続可能な食料生産への貢献につながる

13 気候変動に具体的な対策を
適切な土壌管理が気候変動の抑制につながる

15 陸の豊かさも守ろう
生態系の維持・生物多様性に貢献できる

※IFOAMジャパンの資料をもとに農業環境対策課作成

1-3 有機農業とSDGsの関係

- 平成27年(2015年)、国連サミットでSDGs(持続可能な開発目標)が採択。有機農業は、持続可能な農業生産を進める観点からSDGsの達成に寄与。
- 平成30年(2018年)に道が策定した「北海道SDGs推進ビジョン」では、「ゴール2」、「ゴール8」、「ゴール9」などの目標に、有機農業を関連づけている。

■ SDGs(持続可能な開発目標)

平成27年の国連サミットで採択された国際社会の開発目標全ての関係者の役割を重視し、「誰一人取り残さない」社会を目指して、17のゴール(目標)を設定。



■ 北海道SDGs推進ビジョンにおける有機農業の主な位置づけ

<ゴール2 飢餓をゼロに>

○主な内容

全ての人々が一年中安全かつ栄養のある食料を十分得られるようにすることなどの目標。

<ゴール8 働きがいも経済成長も>

○主な内容

各国の状況に応じて一人当たり経済成長率を持続させることなどの目標。

<ゴール9 産業と技術革新の基盤をつくろう>

○主な内容

包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進などの目標。

【本道の価値と強み】

安定した食料供給機能を維持・発揮による「ゴール2」の達成に貢献



【本道の価値と強み】

良質な「食の北海道ブランド」を活かした道産食品の輸出拡大による「ゴール8」の達成に貢献



【本道の価値と強み】

クリーン農業技術の研究開発等をより一層進めることによる「ゴール9」の達成に貢献



1-4 有機農業と有機農産物

- “有機農業推進法の「有機農業」”は、使用禁止資材の不使用や飛来防止措置実施、植付け前2年以上の化学合成農薬等不使用などの要件がある“日本農林規格(JAS規格)をみたす「有機農業」”よりも広い概念。
- “日本農林規格(JAS規格)をみたす「有機農業」”で生産され、有機JAS認証を取得した農産物のみ有機農産物と表示可能。

■ 有機農産物

国際食品規格の策定等を行うコーデックス委員会のガイドラインに準拠した「**有機農産物の日本農林規格(有機JAS規格)**」の基準に従って生産された農産物。

この基準に適合した生産が行われていることを第三者機関が検査し、認証された事業者は、「有機JASマーク」を使用し、「有機」「オーガニック」等と表示ができる。

⚠️ 認証を受けていない農産物に「有機」「オーガニック」等の表示を行うことはできない

北海道農業

慣行農業

クリーン農業・環境保全型農業

(土づくり、化学肥料・化学合成農薬の削減)

エコファーマー

(堆肥の施用、化学肥料・化学合成農薬の削減技術の3つの技術を全て導入)

YES!clean農産物

高度クリーン農業・特別栽培農産物

(化学肥料・化学合成農薬5割以上削減)

有機農業

有機
JAS

減
化学合成農薬

不使用

不使用

化学肥料

減

■ 「有機農業」・「有機農産物」の概念図

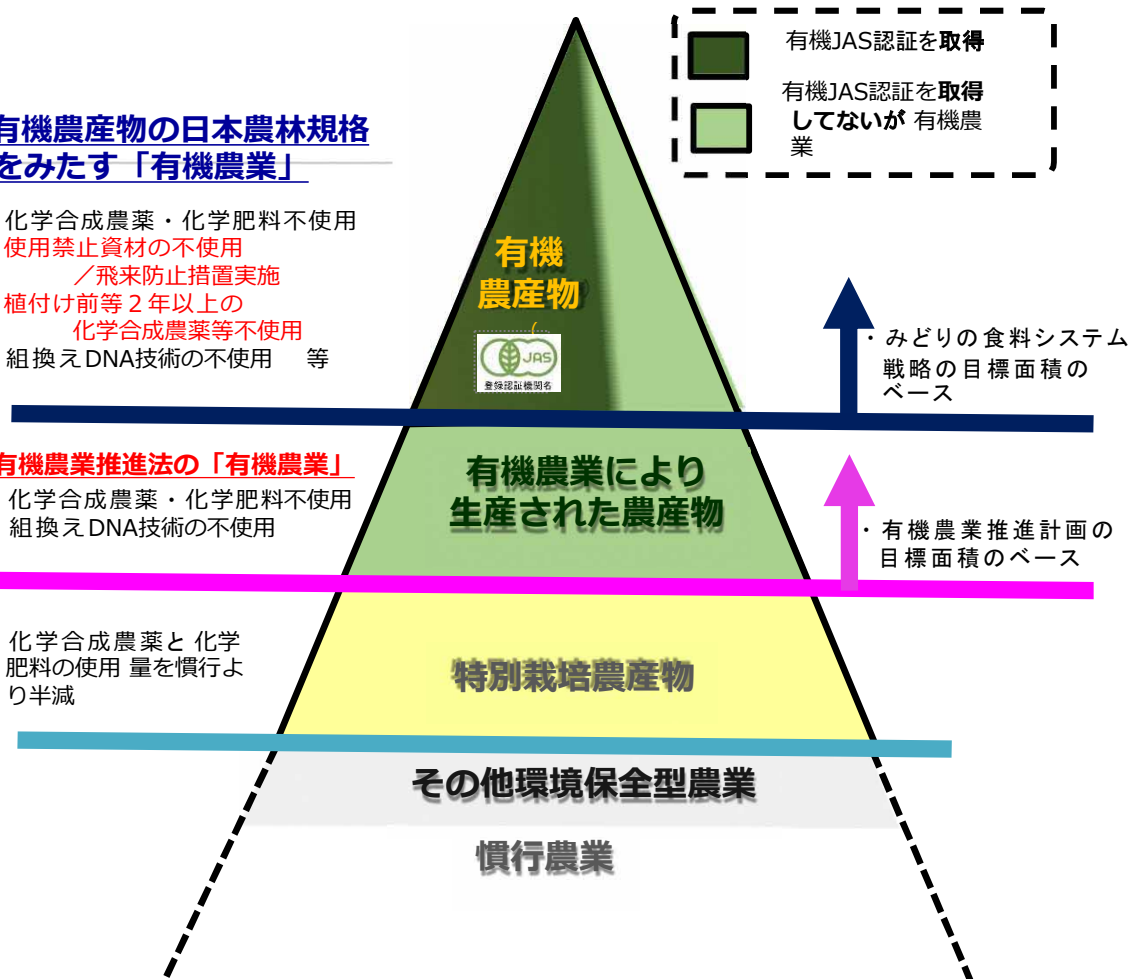
有機農産物の日本農林規格をみたす「有機農業」

- ・ 化学合成農薬・化学肥料不使用
- ・ 使用禁止資材の不使用
/ 飛来防止措置実施
- ・ 植付け前等2年以上の化学合成農薬等不使用
- ・ 組換えDNA技術の不使用 等

有機農業推進法の「有機農業」

- ・ 化学合成農薬・化学肥料不使用
- ・ 組換えDNA技術の不使用

- ・ 化学合成農薬と化学肥料の使用量を慣行より半減



1-5 有機JASの概要

- 日本農林規格(JAS規格)とは、日本農林規格等に関する法律(JAS法)に基づく、農林物資(飲食料品・農産物・林産物・畜産物・水産物等)についての品質基準と飲食料以外の農林物資の品質に関する表示の基準を内容とする全国統一の規格。
- 日本農林規格(JAS規格)では、化学的に合成された肥料及び農薬を使用しないことを基本として、土壌の性質に由来する農地の生産力を発揮させるとともに、農業生産に由来する環境への負担を低減した栽培方法を規定。
- 有機食品の同等性とは、国家間で有機の認証体制等について「同等性」が認められれば、他国の有機認証を自国の有機認証と同等のものとして取り扱うことが可能であること。日本は、EUや米国等の同等性の承認。

■ 「有機農産物の日本農林規格(有機JAS)」

化学的に合成された肥料及び農薬の使用を避けることを基本として、土壌の性質に由来する農地の生産力を発揮させるとともに、農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減した栽培管理方法を採用したほ場において、

- ・周辺から使用禁止資材が飛来し又は流入しないように必要な措置を講じていること
- ・は種又は植付け前2年以上化学肥料や化学合成農薬を使用しないこと
- ・組換えDNA技術の利用や放射線照射を行わないこと
などが記載されている。

■ 有機JASマーク

有機JAS規格の基準に従って生産されていることを第三者機関が認証した事業者の有機食品(農産物、畜産物、加工食品)には、「有機JASマーク」の使用が認められており、このマークが付されたもののみが「有機」「オーガニック」と表示できる。



登録認証機関名

有機JASマーク
(国の規格)

■ 有機食品の同等性(令和3年4月現在)

区 分	国 名
日本の有機JAS認証の同等性を承認した国・地域	EU(27か国)、米国、スイス、カナダ、英国、台湾
日本が有機食品の同等性を承認した国・地域	EU(27か国)、豪州、米国、スイス、アルゼンチン、ニュージーランド、カナダ、英国、台湾

(※)EU27か国の内訳
ベルギー、ブルガリア、チェコ、デンマーク、ドイツ、エストニア、アイルランド、ギリシャ、スペイン、フランス、イタリア、キプロス、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、ハンガリー、マルタ、オランダ、オーストリア、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、スロベニア、スロバキア、フィンランド、スウェーデン、クロアチア

資料:農林水産省「有機食品の検査認証制度について」

1-6 全国における北海道の位置づけ(有機JAS)

- 北海道の総農家に占める有機JAS認証農家戸数割合(令和2年度(2020年度))は、1.0%で、全国の0.4%と比べ高い割合。
- 令和2年度(2020年度)の北海道の有機JAS認証農家戸数は300戸で全国の7.9%で全国2位、有機JAS認証面積は、3,650haで全国の30.4%で全国1位。

■ 販売農家のうち有機農業の取組農家数

(単位:戸、%)

区分	H17	H22	H27	H28	H29	H30	R1	R2	
北海道	販売農家戸数	51,990	44,050	38,086	37,200	36,300	35,800	35,100	30,566
	有機JAS認証農家戸数	331	331	274	271	281	291	275	300
	総農家に占める割合	0.6	0.8	0.7	0.7	0.8	0.8	0.8	1.0
全国	販売農家戸数	1,963,424	1,631,206	1,329,591	1,262,500	1,200,300	1,164,100	1,130,100	1,037,231
	有機JAS認証農家戸数	4,636	3,994	3,660	3,678	3,718	3,782	3,816	3,790
	総農家に占める割合	0.2	0.2	0.3	0.3	0.3	0.3	0.3	0.4

資料:農林水産省「県別有機認証農業者数一覧」、「世界農林業センサス」、「農林業センサス」、「農業構造動態調査」

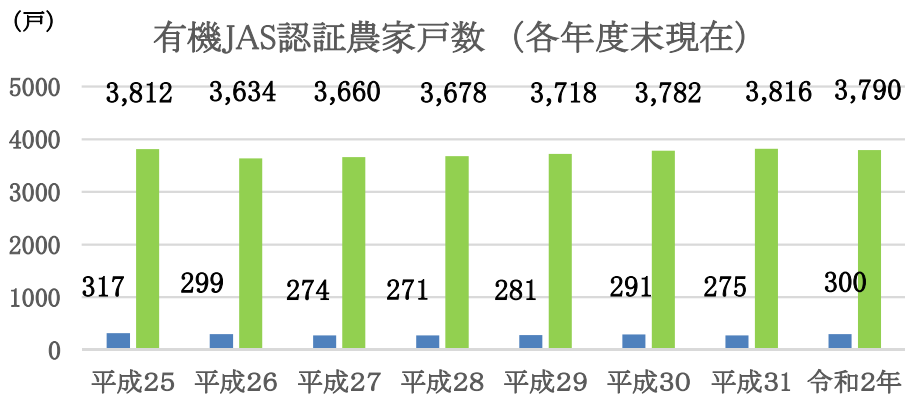
■ 全国の有機JAS認証面積うち北海道の割合(各年4月1日現在)

(単位:ha、%)

区分	H17	H22	H27	H28	H29	H30	R1	R2
北海道 有機JAS認証面積	-	2,125	2,502	2,450	2,694	2,757	2,600	3,650
全国 有機JAS認証面積	-	9,084	10,043	9,956	10,366	10,800	11,002	12,027
全国に占める割合	-	0.2	0.2	0.2	0.3	0.3	0.2	0.3

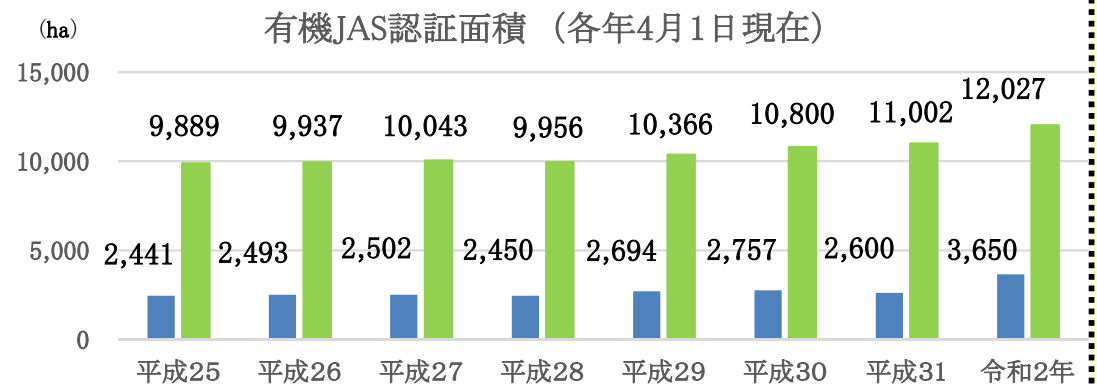
資料:農林水産省「県別有機JASほ場の面積」

■ 有機JAS認証農家戸数及び認証面積



資料:農林水産省

■北海道 ■全国



資料:農林水産省

■北海道 ■全国

※農林水産省「県別有機認証農業者数一覧」及び「県別有機JASほ場面積」実績は、登録認証機関への調査結果

I - 7 北海道における有機JAS認証及び非有機JAS有機【戸数・面積】

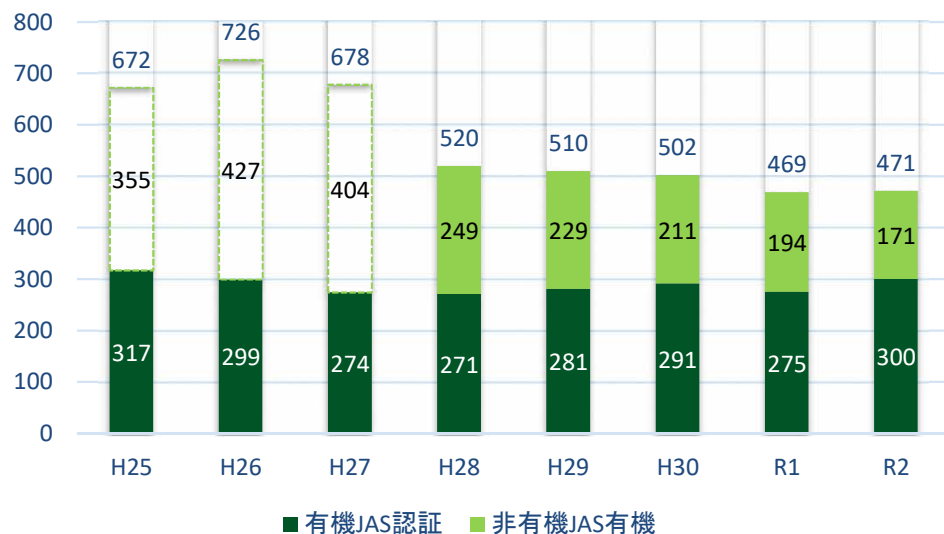
○ 令和2年度(2020年度)の北海道の有機JAS認証と非有機JAS有機農家戸数は471戸。有機JAS認証農家は、平成25年度(2013年度)317戸から平成27年度(2015年度)274戸と減少傾向であったが、その後、令和2年度(2020年度)300戸と増加。

一方、非有機JAS有機は、平成25年度(2013年度)355戸から平成27年度(2015年度)404戸と増加傾向であったが、令和2年度(2020年度)は171戸と減少。

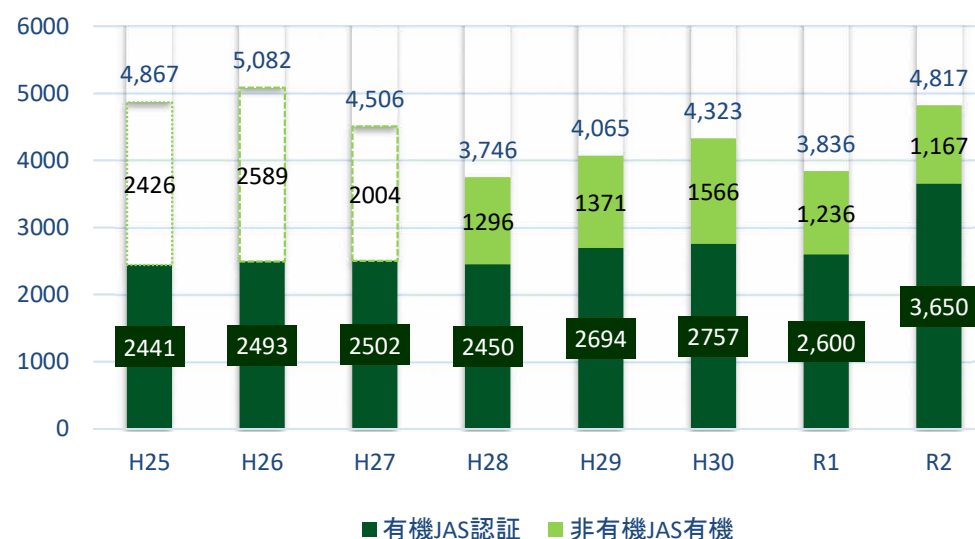
○ 令和2年度(2020年度)の北海道の有機JAS認証と非有機JAS有機面積は4,817ha。有機JAS認証面積は3,650haと増加傾向である一方、非有機JAS有機面積は1,167haと減少傾向。

■ 有機JAS認証及び非有機JAS有機(農家戸数・面積)

有機JAS認証・非有機JAS有機戸数



有機JAS認証・非有機JAS有機面積



※「有機JAS認証農家戸数」・・・登録認証機関が調査した各年度末現在の数値<農林水産省調べ>
 「有機JAS認証面積」・・・登録認証機関が調査した各年4月1日現在の数値<農林水産省調べ>
 「非有機JAS有機農家戸数」・・・市町村が調査した各年度末現在の数値<北海道農政部調べ>
 「非有機JAS有機面積」・・・市町村が調査した各年度末現在の数値<北海道農政部調べ>
 (H25~H27の非有機JAS有機は、集計方法が異なるため、参考掲載)

1-8 (参考)有機JASと各種農産物表示制度の概要

制度名	有機農産物等に係る 検査認証制度	特別栽培農産物に係る 表示ガイドライン	北のクリーン農産物 (YES! clean)表示制度	エコファーマー制度
認証等機関	農林水産大臣が登録した登録認証 機関(県等の行政機関、公益法人、 NPO法人、株式会社)	なし(確認責任者の設定)	北海道クリーン農業推進協議会	都道府県 (北海道は総合振興局及び振興局)
申請主体	生産行程管理者(①生産者、②生産 者グループ、③流通業者)	栽培管理責任者 (生産者、生産者グループ)	生産集団(個人は不可)	農業者(法人含む)
認証等の対象	生産行程管理者を認証 (生産物ごとの認証ではない)	「特別栽培農産物」 (次の基準を満たす農産物)	表示対象農産物ごとに生産集団を承認	作物毎の導入計画の作成者を認定 (農産物の認証ではない)
認証等 基準要件	①化学肥料や農薬は原則使用しない こと ②播種又は植付けの時点からさかの ぼり2年以上、禁止されている農薬 や化学肥料を使用していないほ場 で栽培すること ③遺伝子組換え由来の種苗を使用し ないこと ④生産から出荷までの生産行程管 理・格付数量等の記録を作成	当該農産物の生産過程等において 使用される ①化学肥料の窒素成分量 ②化学合成農薬の使用回数 が地方公共団体の定める慣行レ ベルの5割以下であること	土づくりを基本に化学肥料や化学合成農薬の 使用を最小限にとどめる農法 ①登録基準に適合していることなどの表 示対象農産物要件を満たすこと ・堆肥等有機物の施用量 ・総窒素及び化学肥料窒素の施用量 ・化学合成農薬の使用回数 ・遺伝子組換え由来及びゲノム編集技 術の利用により得られた生物の種苗 を使用しないこと ②生産集団の管理体制が整備されてい ることなどの登録生産集団の要件を満 たすこと	持続性の高い農業生産方式の導入 計画(5か年)を作物毎に策定すること ①たい肥等施用技術、化学肥料・化 学農薬低減技術の3つの技術の 全てを用いて行われること ②3つの技術のうち最低1つを新た に導入すること ③新たに導入する方式による作付面 積が、当該作物全体の概ね5割以 上を占めていること
ロゴマーク		なし		 ※北海道では平成24年4月以降マークを使用できません。
根拠法令等	・日本農林規格等に関する法律 (H29(2017).6.23改正) ※農林物質の規格化等に関する 法律から改称。 ・有機農産物の日本農林規格 (H12(2000).1.20告示)	・特別栽培農産物に係る表示ガイド ライン<農林水産省制定> (H15(2003).5.26改正、 H 16(2004).4.1施行)	・北のクリーン農産物表示要領<北海道 クリーン農業推進協議会制定> (H12(2000).2.4制定、 H15(2003).9.25改正) ・加工食品におけるYES!cleanマーク 表示要領(H23(2011). 6. 14制定)	・持続農業法(持続性の高い農業生 産方式の導入の促進に関する法律) (H11(1999).7.28制定、 H14(2002).5.29改正)